会計	繰越	検算	転記		
藤	藤	藤	キ お三	○	○

（その１）

収支報告書

令和7年分
（　　開催分）

（ふりがな）　とうきょうほうゆうかい

1 政治団体の名称　東京逢友会

2 主たる事務所の所在地　東京都港区南青山5-9-12-603

3 代表者の氏名　（姓）村上　（名）純一

4 会計責任者の氏名　（姓）信原　（名）好貴

事務担当者の氏名
（姓）三谷　（名）正史
（電話）03-3508-7105
（電話）
（電話）

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☑ ２以上の都道府県の区域等	□ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
□ 有	
☑ 無	
公職の種類（現職・候補者の別）	
資金管理団体の届出をした者の氏名	（姓）　（名）

国会議員関係政治団体の区分	
□ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	（姓）逢沢　（名）一郎
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現職）
公職の候補者の氏名（２人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	
公職の候補者の氏名（３人目）	（姓）　（名）
公職の種類（現職・候補者の別）	

受付
8.8.28
収支公開室
第　号

3182号
8.6.30
東京都選挙管理委員会
事務局

資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から まで	から まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）	（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

2229

103870

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	13,343,820
（前年からの繰越額）	13,343,820
（本年の収入額）	0
支　出　総　額	1,805,637
翌年への繰越額	11,538,183

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	0	

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	1,234,500	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	33,370	0	
(4) 事務所費	0	0	
小計	1,267,870	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	501,507	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	36,260	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	537,767	0	
合計	1,805,637		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		3．備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	33,370				
	合計	33,370				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					渉外費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	和楽	20,000	R7/2/25	和楽	岡山市北区表町2-5-5	
2	飲食代	17,312	R7/3/31	山東水餃大王	岡山県備前市穂波1593-1	
3	飲食代	59,450	R7/5/4	Vignette	岡山県岡山市北区弓之町7-8	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	96,762				
	その他の支出	126,672				
	合計	223,434				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					組織対策費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	飲食費	21,468	R7/1/16	寿司の美登利　赤坂店	港区赤坂1-3-1　2F	
2	飲食費	14,200	R7/6/10	鳥通	港区赤坂2-8-1	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	35,668				
	その他の支出	162,032				
	合計	197,700				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					交際費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	贈答品	31,810	R7/11/16	民芸あき	八丈島八丈町三根1542	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	31,810				
	その他の支出	48,563				
	合計	80,373				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		7．調査研究費	
					調査研究費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	宿泊費	33,940	R7/11/16	八丈ビューホテル	八丈島八丈町大賀郷4422-1	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	33,940				
	その他の支出	2,320				
	合計	36,260				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　6月　30日

政治団体の名称　東京逢友会

会計責任者の氏名　信原　好貴

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和８年６月２５日

東京逢友会

代表　村　上　純　一　殿

登録政治資金監査人　弁護士　中野比登志

登録番号　第３６７０号

研修終了年月日　平成22年5月25日

１　監査の概要

⑴　私は、政治資金規正法（以下「法」という）第19条の13第１項の規定に基づき、東京逢友会の令和７年に係る法第12条第１項に規定する収支報告書の全ての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について支出に関する政治資金監査を行った。

⑵　この政治資金監査は、法第19条の13第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という）に基づき行った。

⑶　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

⑷　この政治資金監査は、記録が大部であり、監査に時間を要すること等により、監査人の下記事務所において行った。

記

東京都千代田区神田富山町19番地　丸屋ビル６階

中野法律事務所 TEL03-3525-8760 FAX03-3525-8665

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

⑴　法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書及び領収書等が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、東京逢友会に係る領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。

⑵　法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

⑶　法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

⑷　法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

3　業務制限

東京逢友会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、東京逢友会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業員との間においても、同様である。

以上